

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律について(その3)

農林水産省畜産局畜産環境対策室 課長補佐 川島俊郎

第4 家畜排せつ物の利用の促進を図るための措置

1 趣旨

本法においては、家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画制度が創設されたところである。

畜産経営における家畜排せつ物の有効な利用を確保するためには、畜産を営む者の管理基準の遵守にとどまらず、その利用の促進を積極的に支援していく必要がある。このためには、畜産を営む者、農業関係団体、市町村、都道府県等の関係者の取組の指針となるよう、家畜排せつ物の利用の促進を行うことの意義を明確にする必要がある。また、たい肥舎等の施設について、その全国的・計画的な整備を図って行く観点から、設置することが望ましい施設・設備の内容、水準についても明確にする必要があるところである。本法においては、こうしたことを踏まえ、国の基本方針、都道府県計画等からなる家畜排せつ物の利用の促進のための計画制度を設け、関係者が一体となって取り組むことを明確にしたものである。

2 基本方針

(1) 基本方針の策定

農林水産大臣は、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならないこととされた(法第7条第1項)。

基本方針において掲げる事項とその概要は次のとおりである(法第7条 第2項)。

- ① 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向
家畜排せつ物の利用の促進を図ることの意義、施策(施設整備、技術の向上等)の推進の基本的方向について、その考え方を明らかにすることとしている。
- ② 処理高度化施設(送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。)の整備に関する目標の設定に関する事項
都道府県計画において、地域の実情に応じた施設の整備目標を掲げることとされているが、目標設定に当たり参考にすべき事項(整備・未整備の考え方)、一層の利用を図るため整備することが望ましい施設・機械についての基本的考え方等について示すこととしている。
- ③ 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項
家畜排せつ物の利用技術の向上のため、地方公共団体や関係団体を実施する研修等のあり方についての基本的考え方を示すこととしている。
- ④ その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項
家畜排せつ物由来のたい肥等の需要拡大に関し、地方公共団体、関係団体等が努力すべき事項等についての基本的考え方を示すこととしている。

なお、処理高度化施設は「送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。」とされているが、これは、大型の処理施設等において、たい肥を効率的に生産する観点から、送風装置や攪拌装置を付設している例が増えてきていることを踏まえ、処理高度化施設の例示として示されているものであるが、通常のたい肥舎であっても、フロントローダを利用した切り返し等を励行することにより良質なたい肥生産が可能であること、また、直接家畜排せつ物の処理に係らない畜舎等であっても、たい肥舎等処理施設と一体的に整備することにより、処理高度化が図られる場合もあること等を踏まえれば、「処理高度化施設」の対象となる施設は、個々の畜産経営や地域の畜産の実情に合わせて広く考えられるべきものである。

(2) 基本方針の変更

農林水産大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとされた(法第7条第3項)。

(3) 基本方針の公表

農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないこととされた(法第7条第4項)。

なお、本規定に基づき、平成20年度を目標年度とする基本方針については、平成11年11月1日に公表されているので、参考までに以下にその概要を示す。

家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針(概要)

(平成11年11月1日公表)

第1 家畜排せつ物の利用の促進に関する基本的な方向

(1) 家畜排せつ物の利用現状と課題

家畜排せつ物は、肥料三要素、有機物等を多く含んでおり、従来から、農産物や飼料作物の生産にとって貴重な資源として有効に利用されてきた。しかしながら、近年、一戸あたりの飼養規模が急速に拡大したこと等から、その有効利用が困難になりつつある。

一方、我が国農業については、たい肥の施用量が減少するなど有機性資源の利用が十分に行われているとはいえない状況にあり、たい肥の積極的な利用による土づくりの重要性が高まってきている。

以上のような状況を踏まえると、今後とも我が国畜産が国民の理解を得ながら健全な発展を遂げていくためには、家畜排せつ物の管理の適正化と利用の促進を図り、地域と調和した畜産経営の確立を図ることが必要である。

(2) 今後における家畜排せつ物の利用の促進の基本的な方向

今後、関係者が一体となり、次の基本的な方向に即して、家畜排せつ物の利用の促進を総合的かつ計画的に図るものとする。

(ア) たい肥化を基本とした家畜排せつ物の処理の推進

たい肥は、悪臭の減少、運搬・施用の容易化等多くの点においてメリットがあることから、家畜排せつ物のたい肥化処理を積極的に推進する。

(イ) 家畜排せつ物処理施設の計画的整備

良質なたい肥等の生産が安定的に図られるよう、たい肥舎等家畜排せつ物処理施設の整備を計画的に推進する。

(ウ) 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上

低コストで効率的な家畜排せつ物の処理・利用技術の研究開発を促進する。

(エ) 家畜排せつ物の利用の促進

地域におけるたい肥の利用を促進するための協議会の設置等畜産と耕種の連携体制を整備する。

第2 処理高度化施設(送風装置を備えたたい肥舎その他の家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設をいう。以下同じ。)の整備に関する目標の設定に関する事項

都道府県計画においては、平成20年度を目標年度として、整備することが望ましい施設・装置の内容及び整備目標数を以下を踏まえて明らかにし、その整備を計画的に推進するものとする。

(1) 整備を行うことが望ましい処理高度化施設の内容

都道府県計画においては、以下のような観点から、処理高度化施設の内容を明らかにするものとする。

(ア) 処理の効率化、低コスト化

家畜排せつ物の好氣的発酵を促進するため、たい肥舎等を中心とした施設整備を推進する。また、ハウス式のたい肥舎等畜産を営む者による簡易で低コストな処理等多様な取

組が図れるようにする。

(イ) 地域環境に対する適切な配慮

混住化等地域の実情を踏まえて必要に応じ、脱臭装置等の整備を図ることが望ましい。

(ウ) たい肥利用の拡大

たい肥センターを中心として、たい肥の広域的な流通・利用を促進するため、成型加工装置、混合装置、袋詰装置等の整備に努めることが望ましい。

(2) 処理高度化施設の整備目標数の設定

都道府県計画においては、以下に即して、処理高度化施設の整備目標数を定めるものとする。

(ア) 家畜の種類

乳用牛、肉用牛、豚、採卵鶏、ブロイラー及び馬に区分すること。

(イ) 施設の種類の種類

ふんを処理するための施設(たい肥舎、強制発酵施設、乾燥施設等)と尿又はスラリーを処理するための施設(貯留施設、液肥化施設、浄化処理施設)とに区分すること。

(ウ) 整備の主体

個人が整備主体となる場合と共同で整備を行う場合とに区分すること。

この場合、地域における効率的な処理・利用体制を整備する観点から、地域の実情(家畜の飼養頭数、畜産業を営む者の数、施設の整備状況等)を踏まえ、共同処理施設の適切な整備が促進されるよう努めるものとする。

第3 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の向上に関する基本的事項

(1) 技術の研究開発の推進

国、都道府県の試験研究機関等を中心として、大学、民間企業等との連携を図りつつ、たい肥化技術等低コストで実用的な技術の開発の推進に努めるものとする。

(2) 指導体制の整備

国は、技術研修会やシンポジウムの開催等に努めるものとする。また、都道府県は、都道府県段階・地域段階における研修会等の開催に努めるものとする。

(3) 畜産業を営む者による技術の習得

畜産業を営む者は、必要な知識及び技術の修得に努めるものとする。

第4 その他家畜排せつ物の利用の促進に関する重要事項

(1) 畜産と耕種の連携強化

(ア) たい肥利用促進協議会等の設置

畜産と耕種の連携によるたい肥の流通利用に資するため、地域におけるたい肥利用促進協議会等を設置に努めるものとする。

(イ) たい肥需給情報のネットワーク化

都道府県等は、地域におけるたい肥の需給情報のとりまとめや、そのネットワーク化の推進に努めるものとする。

(2) 自給飼料基盤の強化

都道府県は、草地の整備を図るほか、耕作放棄地、野草地、林地等未利用土地資源の自給飼料基盤としての利活用を推進するものとする。

(3) 関係者の知識の普及・啓発

都道府県及び市町村においては、家畜排せつ物の適正な管理及び利用促進が資源循環型社会の構築等に果たす意義について、必要に応じ地域住民への普及・啓発に努めるものとする。

3 都道府県計画

(1) 都道府県計画の策定

都道府県は、当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画(以下「都道府県計画」という。)を定めることができることとされた(法第8条第1項)。

都道府県計画の内容は、基本方針の内容に即するものでなければならないこととされたが、その概要は以下のとおりである(法第8条第2項)。

① 家畜排せつ物の利用の目標

当該都道府県における家畜排せつ物の利用の現状、計画期間中に達成すべき利用目標等について定めるものとする。

② 整備を行う処理高度化施設の内容その他の処理高度化施設の整備に関する目標

当該都道府県における家畜排せつ物の処理・保管施設の整備の現状、計画期間中に達成すべき施設の整備目標、整備の主体・方法等、地域における望ましい施設の整備のあり方等について定めるものとする。

③ 家畜排せつ物の利用の促進に関する技術の研修の実施その他の技術の向上に関する事項 たい肥化技術、飼料給与の方法の改善等畜産業を営む者が取り組むことが望ましい事項、 地方公共団体や関係団体が実施する研修会等家畜排せつ物の利用の促進に資する技術の 向上に関する事項について定めるものとする。

④ その他家畜排せつ物の利用の促進に関し必要な事項

たい肥の需要拡大のための取組方向等について定めるものとする。

なお、都道府県計画については、農林水産大臣が定める目標年度までの期間につき作成することとされたが(規則第3条第1項)、その目標年度については、基本方針の目標年度と同一の年度とすることとしている。

(2) 農林水産大臣への協議

都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、当該都道府県計画に定める①及び②に掲げる事項について、農林水産大臣に協議しなければならないこととされた(法第8条第3項)。

また、都道府県はこの協議をしようとするときは、その協議書に当該都道府県計画及びこれに定める①及び②に規定する事項が適当であるかどうかを判断するために必要な事項を記載した説明書を添えて、農林水産大臣に提出するものとされた(規則第3条第2項)。

(3) 都道府県計画の公表等

都道府県は、都道府県計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産大臣に報告しなければならないこととされた(法第8条第4項)。

4 処理高度化施設整備計画

畜産業を営む者は、処理高度化施設の整備に関する計画(以下「処理高度化施設整備計画」という。)を作成し、これを当該処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出して、当該処理高度化施設整備計画が適当である旨の認定を受けることができることとされた(法第9条第1項)。

(1) 処理高度化施設整備計画の認定申請手続

処理高度化施設整備計画の認定を受けようとする者は、別に定められた様式により、①処理高度化施設の整備の目標、②処理高度化施設の整備の内容及び実施時期、③処理高度化施設の整備の実施に伴い必要となる資金の額及びその調達方法等について記載した処理高度化施設整備計画認定申請書を作成して(法第9条第2項)、処理高度化施設整備計画に係る処理高度化施設の所在地を管轄する都道府県知事に提出する必要がある。

(2) 処理高度化施設整備計画の認定基準

処理高度化施設整備計画についての都道府県知事の認定は、当該計画が都道府県計画に照らし適切なものであり、かつ、その達成される見込みが確実である場合に認定するものとされた(法第9条第3項、規則第4条)。

(3) 処理高度化施設整備計画の認定の通知

都道府県知事は、処理高度化施設整備計画の認定を行った場合には、その旨を申請者及び関係金融機関に通知することとされた。

(4) 処理高度化施設整備計画の変更

法第9条第1項の認定を受けた者(以下「認定者」という。)は、当該認定に係る処理高度化施設整備計画(以下「認定計画」という。)を変更しようとするときは、処理高度化施設整備計画変更認定申請書を都道府県知事に提出しその認定を受けるものとされた(法第10条第1項)。

(5) 認定計画の取消し等

都道府県知事は、認定者が認定計画に従って処理高度化施設の整備を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができることとされた(法第10条第2項)。

また、都道府県知事は、認定の取り消しを行った場合には、その旨を申請者及び関係金融機関に通知することとされた。

5 農林漁業金融公庫からの資金の貸付け

認定計画に従って処理高度化施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金を、認定者に対し、農林漁業金融公庫(沖縄県にあつては、沖縄振興開発金融公庫。以下同じ。)から貸し付けを行うことができることとされた(法第11条第1項)。

従来、畜産経営による環境汚染の防止に必要な施設の整備を図るための農林漁業金融公庫の資金として、畜産経営環境保全資金(以下「畜環資金」という。)の融資が行われてきたところであるが、家畜排せつ物処理施設の整備を重点的に行うため、農林漁業金融公庫の新資金を創設した。本資金では、畜環資金において行っていた施設の改良、造成、取得に対する融資に加え、多様な施設整備を可能にする観点から、施設の賃借料・利用料の全額の一部支払に必要な資金、家畜排せつ物の処理・有効利用を行う法人に参加するための現物出資に必要な施設の取得費等の内容が新たに盛り込まれたところである。

また、資金の貸付けの利率については最高年8分5厘、償還期限については据置期間を含め25年、据置期間については8年と範囲が定められ、農林漁業金融公庫はこの範囲内で利率、償還期限及び据置期間を定めることとされた(法第11条第2項、令第2条)。

なお、畜環資金は本法の施行に伴い廃止された。

6 研究開発の推進等

国及び都道府県は、家畜排せつ物のたい肥化その他の利用の促進に必要な技術の向上を図るため、技術の研究開発を推進し、その成果の普及に努めるものとされた(法第12条)。

家畜排せつ物の利用の促進は、ハード面での施設整備のみによって図られるものではなく、ソフト面での技術開発が重要であることを踏まえ、国及び都道府県による技術の研究開発及びその成果の普及について努力規定が置かれたものである。

7 報告の徴収

都道府県知事は、第9条第1項の認定を受けた畜産業を営む者に対し、認定処理高度化施設整備計画の実施状況について報告を求めることができることとされた(法第13条)。

具体的には、認定計画に記載された各事項について、計画どおりに施設の整備が実施されているかどうかについて報告を求めることとなる。この規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした場合には、20万円以下の罰金に処せられる(法第16条)。

